

児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の  
基準を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○	児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文	目次
○	児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）	1
○	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）	5

改正案	現行
<p>（法第三条第一項及び第四条第一項第一号ハの政令で定める程度の障害の状態）</p> <p>第一条 児童扶養手当法（以下「法」という。）第三条第一項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。</p> <p>2 法第四条第一項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定めるとおりとする。</p> <p>（法第四条第一項第一号ホの政令で定める児童）</p> <p>第一条の二 法第四条第一項第一号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。</p> <p>一 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）が引き続き一年以上遺棄している児童</p> <p>二 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童</p> <p>三 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで懐胎した児童</p> <p>四 前号に該当するかどうかが明らかでない児童</p> <p>（法第四条第一項第二号ホの政令で定める児童）</p> <p>第一条の三 法第四条第一項第二号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。</p> <p>一 母が引き続き一年以上遺棄している児童</p> <p>二 母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童</p> <p>三 母が婚姻によらないで懐胎した児童</p> <p>四 前号に該当するかどうかが明らかでない児童</p>	<p>（法第三条第一項及び第四条第一項第三号の政令で定める程度の障害の状態）</p> <p>第一条 児童扶養手当法（以下「法」という。）第三条第一項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。</p> <p>2 法第四条第一項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定めるとおりとする。</p> <p>（法第四条第一項第五号の政令で定める児童）</p> <p>第一条の二 法第四条第一項第五号に規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。</p> <p>一 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下次号において同じ。）が引き続き一年以上遺棄している児童</p> <p>二 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童</p> <p>三 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童</p> <p>四 前号に該当するかどうかが明らかでない児童</p>

(法第九条第一項の政令で定める児童)

第二条の三 法第九条第一項に規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

一 母がなく、かつ、父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

二 母が婚姻によらないで懐胎した児童であつて、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの

三 父がなく、かつ、母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

四 父母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

五 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童

(法第九条から第十条までの政令で定める額等)

第二条の四 (略)

2 (略)

3 法第九条第二項の規定により受給資格者が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該受給資格者が母である場合にあつては、その監護する児童が父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の百分の八十に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)とし、当該受給資格者が父である場合にあつては、その監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の百分の八十に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)とする。

4・5 (略)

(手当の支給を制限する場合の所得の範囲)

(法第九条第一項の政令で定める児童)

第二条の三 法第九条第一項に規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

一 第一条の二第二号に該当する児童であつて、母がないもの又は母が法令により引き続き一年以上拘禁されているもの

二 第一条の二第三号に該当する児童であつて、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの

三 第一条の二第四号に該当する児童

四 父がなく、かつ、母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

(法第九条から第十条までの政令で定める額等)

第二条の四 (略)

2 (略)

3 法第九条第二項の規定により受給資格者(母に限る。以下この項において同じ。)が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該受給資格者の監護する児童が父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の百分の八十に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)とする。

4・5 (略)

(手当の支給を制限する場合の所得の範囲)

第三条 法第九条から第十一条までに規定する所得は、前年の所得のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（都が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）に於いての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金（次条第一項において「母子家庭自立支援給付金」という。）に係るものを除く。）とする。ただし、法第九条第一項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）に係る所得を含むものとし、法第九条第一項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得を含むものとする。

2 (略)

(手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法)

第四条 法第九条第一項及び第九条の二から第十一条までに規定する所得の額は、その年の四月一日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額（母子家庭自立支援給付金に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律

第三条 法第九条から第十一条までに規定する所得は、前年の所得のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（都が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）に於いての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金（次条第一項において「母子家庭自立支援給付金」という。）に係るものを除く。）及び法第九条第一項に規定する受給資格者（母に限る。）がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第一項において同じ。）に係る所得とする。

2 (略)

(手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法)

第四条 法第九条第一項及び第九条の二から第十一条までに規定する所得の額は、その年の四月一日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額（母子家庭自立支援給付金に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律

第四十六号) 第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額の合計額(以下この項において「総所得金額等合計額」という。)から八万円を控除した額とする。ただし、法第九条第一項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から八万円を控除した額とし、同項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から八万円を控除した額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一・二 (略)

三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者(養育者に限る。)については、二十七万円(当該控除を受けた者が同条第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円)

3 (略)

第四十六号) 第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額、同条第六項に規定する条約適用配当等の額並びに法第九条第一項に規定する受給資格者(母に限る。)がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から八万円を控除した額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一・二 (略)

三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者(母を除く。)については、二十七万円(当該控除を受けた者が同条第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円)

3 (略)

改正案	現行
<p>附則 （他の法律による給付との調整） 第三条（略） 2、6（略） 7 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この政令の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令で定める場合の区分に応じ総務省令で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>一 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第四条第二項第二号、第五号若しくは第十号若しくは第三項第二号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第三項第二号若しくは第十七条第一号（国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）に定める給付</p> <p>二 当該年金たる損害補償が消防作業従事者、救急業務協力者又は水防従事者に係るものである場合 児童扶養手当法第四条第二項第三号、第八号、第九号又は第十三号に定める給付</p>	<p>附則 （他の法律による給付との調整） 第三条（略） 2、6（略） 7 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この政令の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令で定める場合の区分に応じ総務省令で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>一 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第四条第二項第二号若しくは第四号若しくは第三項第二号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第三項第二号若しくは第十七条第一号（国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）に定める給付</p> <p>二 当該年金たる損害補償が消防作業従事者、救急業務協力者又は水防従事者に係るものである場合 児童扶養手当法第四条第二項第三号に定める給付</p>

